奈良県食品 |衛生検査所長に対する事務委任規則 \mathcal{O} 部を改正する規則をここに公布す

る。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第十二号

奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則 奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則 (平成二年十二月奈良県規則第二十五 \mathcal{O} 部 を改正する規則

本則に次の一号を加える。

号)

の一部を次のように改正する

- と畜場、 食品表示法 食鳥処理場及び中央卸売市場における次の事項を行うこと。 (平成二十五年法律第七十号。 以下この号にお いて 法 という。 中
- 第六十八号。 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十 知事が行うこととされた法第六条第一項又は第三項の規定による指示を行うこと。 以下この号において「令」という。)第七条第一項第一号の規定によ 七年政
- 定による命令を行うこと。 令第七条第一項第二号の 規定により知事が行うこととされた法第六条第五項 の規
- (三) 定による命令を行うこと。 令第七 条第一項第三号の 規定に より 知事が行うこととされた法第六条第 八 項 \mathcal{O} 規
- (四) 立入検査、 八条第一項の規定による報告の 令第七条第一項第四号から第六号までの 質問及び収去を行わせること。 徴収若しく 、は物件 規定によ の提出の要求を行い、 1) 知事 が行うこととされ 又は職員に た法第
- (五) 第二項の規定による申出の受付を行うこと。 令第七条第一項第七号の規定により知事が行うこととされた法第十二条第 項又
- (六) 規定による調査を行うこと。 令第七条第一項第七号の規定により知事が行うこととされた法第十二条第三項 $\hat{\phi}$

附則

この規則は、公布の日から施行する。